

4 福 第 5 6 8 号
平成24年7月12日

舞 鶴 市 長 様

京都府知事 山 田 啓 二

平成24年度生活保護法施行事務監査（特別監査）の結果について（通知）

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により実施した施行事務監査について、下記のとおり是正又は改善（以下「是正等」という。）が必要と認められました。

つきましては、現地において指摘した事項にも留意の上、事務処理に適正を期するとともに、指摘事項に係る措置結果について、別添様式により平成24年8月31日（金）までに福祉・援護課あて報告してください。

なお、当該是正等の措置は法第23条第2項、当該報告は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるものです。

記

1 貴市の問題点

今回の監査において、貴福祉事務所における面接相談の実施状況について確認したところ、専任の面接相談員2名（保健福祉部福祉援護課1名、西支所保健福祉係1名。いずれも非常勤嘱託職員。）が面接相談を行い、また、当該職員から同席を求められた場合等は幹部職員や査察指導員も対応しているとの説明を受けたが、現業員への助言、指導を行う立場であるこうした職員が対応する場合を含め、「保護申請の意思は、相談者が自ら申請したいと言わない限り確認しないことが多い。」「申請させるか否かは、他法他施策の活用等についての助言、生活保護制度の仕組みについての説明を行った上で、相談者の状況で判断する場合もある」と説明があった。

貴福祉事務所から説明のあった保護の相談に係るこうした対応は、昭和36

年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「(次)」という。）第9及び昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「(局)」という。）第9並びに昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「(課)」という。）第9の1に違背し、相談者の申請権を侵害する極めて不適切なものである。

平成23年4月から24年6月までの生活保護の相談のうち、保護の開始申請の受理前に、扶養や能力活用の助言指導を行い貴福祉事務所が保護が開始できると認める条件が整うまで申請をさせなかった疑いがあるもの2件及び保護の申請に至らなかったもの8件を抽出し、面接記録票等により個別に確認を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 保護の開始申請に至るまでの経過に申請権を侵害する対応が認められる不適切な事例

①仕事と育児の両立困難等により退職し、その後も再就職先が見つからないため所持金が減少して生活困窮に陥り、生活保護の適用を求めた相談者に対し、平成24年5月28日の来所時において、本来は速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うべきところ、預貯金は「なし」、現金は「少し」、家賃は「48,000円、5月分未納」、負債は「カードローン約80万円」と困窮状態であることを聴取しながら、「就労の意思があり、所持金がないとの事から、社会福祉協議会「緊急援護資金貸付」を紹介」と、申請書を交付せず他からの借入れを促す申請権を侵害する対応を行った上で、単に「相談のみ」と整理し、再び2週間後に相談に訪れた際には、「今回は保護の相談」と面接相談記録上にも記載して生活保護の適用を求めていることが明らかであるにも関わらず、扶養義務者からの援助を求めるよう案内して、再度「相談のみ」と整理し、「そもそも母親と同居したほうがいいのではないか」と所見を付して記録して(課)第9の2に違背する扶養が保護の要件であるかのような対応を行い、さらに3度目の相談では、妊娠中の相談者に対し、相談段階であるにもかかわらず、胎児の父親との関係について尋ね、「不透明な生活実態、並びに家族構成の実態の中で福祉事務所としても慎重に吟味しなければならない」と法制度に根拠のない不当な説明を行い、「申請は無理か。」と聞く相談者に「世帯認定上詳しい話を教えて欲しい。」と、相談や申請の段階では住民が何ら挙証等の義務を負わず、本来、申請後において、法第28条や(局)第12に基づき、(次)第1及び(局)第1等に示されるところに基づ

いて実施機関が調査認定すべき「世帯の認定」に係る事項について、申請するに当たり予め申請者が挙証すべき保護の要件であるかのような著しく不適切な対応を行って最後まで申請書の交付を拒み、さらに、独自に作成した申請書を持参した際にもすぐには受け取らなかったことが疑われる、重ねて申請権を侵害する対応を行っている極めて不適切な事例、②失業給付が終了後、「病気でなかなか自分に合った仕事がなく生活が苦しい」と訴える相談者に対し、失業給付を受給する直前は被保護者であったことから、その後、就労等収入がなければ要保護状態にある可能性が高いことが容易に推察できるにもかかわらず、申請意思を確認せず、申請書も交付しないまま、被保護者でないため就労支援プログラムによる支援の対象でもない相談者の相談に就労支援員を同席させ「就労することを勧め」、「就労を支援した。」と法制度に根拠のない不適切な対応を行い、再度の相談において疾病により働くこともできず生活に困窮しているとして診断書も持参して来所した相談者に対し、「軽就労を勧めていく」として体調にあった短時間の就労を勧める説明を行い、その後の複数回の来所にも同様の対応をし、保護の申請意思を確認せず、「生活保護よりもまず就労を勧めた」（平成24年5月7日）、「生活保護制度では自分に合った就労をして、生活に足りない部分は援助できることを説明した」（同6月13日）と、現に就労していることが保護申請の要件であるかのような、法制度に根拠のない対応を行い、重ねて申請権を侵害する対応を行っている極めて不適切な事例が認められた。

(2) 保護の申請に至らなかった相談で問題が認められる事例

①疾病により目が見えにくく生活に不安を抱える相談者について、世帯の収入状況を確認することなく、「自営業をしているようであれば保護には該当してこない」と法制度に根拠のない極めて不適切な説明を行い、申請意思の確認をしたかも不明な事例、②勤務先の不況による勤務日数減とそれに伴う預貯金の減少により生活に困窮した相談者について、相談段階であるにも関わらず扶養義務者からの金銭援助を求めることや就労先を見つけてくるよう指示している事例、③3箇月以上の失業状態が続く等により生活に困窮していると訴える相談者について、相談段階であるにも関わらず預金通帳や収入を明らかにする書類などの提出を指示している事例などが多数見受けられ、すべて所長等の幹部職員により決裁されていることが認められた。

2 改善等すべき事項

保護の相談においては、必要かつ適切な制度説明及び助言がなされることが重要であり、保護が必要とされる者や申請したい者を門前払いするようなことがあってはならない。

今般の監査において、貴福祉事務所における保護の相談における開始申請の取扱いについては、上記1のとおり、申請の可否を福祉事務所が判断しており、適正な生活保護制度の説明が行われておらず、誤った説明により生活保護に該当しないと誤認させ、申請意思の確認が行われていないなど、組織として相談者の申請権を侵害する対応が行われていることが認められたところであるが、貴福祉事務所の幹部職員から、1の状況について説明を求めたところ、(1)の事例については、「あくまで面接途中」との認識であり、かつ、「申請したいとは一度も聞いておらず」、また、「就労相談」と受け止めていたから申請権の侵害は一切無いと認識しており、(2)についても特段問題ある対応とは考えていないとの説明を受けたところである。

こうした幹部職員の認識自体、法第2条に定められる国民の保護請求権を始めとする法制度をまったく顧みることのない不適切なものであると言わざるを得ない。

については、保護の相談における開始申請の取扱いについては、(次)第9に基づき、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。また、(局)第9の1及び(課)第9の1に基づき、①申請者の状況について、収入・預金・手持ち金がない、食事を摂取していない、電気・水道などのライフラインが止められているなど急迫状況にないか詳細を聴取すること、②生活保護制度の仕組みについて正確に十分な説明を行うこと、③相談者の申請意思を確認すること(ただし、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除く。)、④保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと、⑤保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

したがって、申請の可否を福祉事務所が判断しているなどの取扱いは重大な誤りと認められるので直ちに止めるとともに、貴福祉事務所においては、現業員への助言、指導を行う立場である幹部職員や査察指導員が自ら不適切な取扱いを行ってきたことを深く反省した上で、局長通知第9の1及び課長通知第9の1及び2に基づいた適切な面接相談が実施できるよう、面接相談

体制の見直しなどを含め、抜本的な改善を早急に図ること。

また、平成12年3月31日付け社援第871号厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行細則準則について」の様式第1号を踏まえ、面接相談記録に申請意思確認欄を設け、相談者の申請意思を確実に確認し記録すること。その際には、申請意思の確認を受けたか否かを相談者がサインする欄を設ける等客観的に記録に残るよう工夫すること。併せて急迫状況の判断欄を設けること。

さらに、保護を受けていない相談者は法による指導指示の対象でないにもかかわらず、収入の分かるものを持参するよう指示していること等については、局長通知第9の1と第11の2の取扱いを混同し、相談者に対して法に根拠のない指示を行っている状況であるので是正すること。

所長等の幹部職員は、上記を踏まえ、今回の監査において明らかになった極めて不適切な取扱いが繰り返されることのないよう、早急に、組織として適切な面接相談が担保されるようマニュアルやチェックシートを策定するなど、具体的な改善策を策定の上報告すること。

3 その他

これまでの面接記録（少なくとも過去1年間分）を早急に点検・検証して不適切な対応がなかったか確認し、不適切な対応を行っている場合は再度面接を行う等適正を期することとし、その結果を具体的に報告すること。